

22 日獣発第 91 号

平成 22 年 6 月 11 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会長 山根 義久
(公印及び契印の押印は省略)

口蹄疫対策特別措置法の施行について

このことについて、平成 22 年 6 月 4 日付け 22 消安第 1989 号をもって、農林水産省消費・安全局長から、別添写しのとおり通知がありましたので、貴会関係者に周知方お願いします。

なお、このたびの通知は、平成 22 年宮崎県において発生が確認された口蹄疫について、そのまん延を防止するとともに、口蹄疫に起因する事態に対処するため、下記事項を主要な内容とする口蹄疫対策特別措置法（平成 22 年法律第 44 号。以下「法」という。）が平成 22 年 5 月 28 日に成立し、6 月 4 日付けで施行されたこと。また、同法の成立を受け、同日付けで口蹄疫対策特別措置法施行令（平成 22 年政令第 146 号。）及び口蹄疫対策特別措置法施行規則（平成 22 年農林水産省令第 41 号。）が施行されたというものです。

記

- 1 一般車両等の消毒義務
- 2 患畜・擬似患畜以外の家畜の予防的殺処分
- 3 死体の焼却又は埋却の支援
- 4 無利子融資など家畜の生産者等の経営再建等のための措置
- 5 公布・施行 平成 22 年 6 月 4 日（平成 24 年 3 月 31 日までの時限立法）

本件内容の問合せ先

日本獣医師会事業担当 駒田／長野

TEL 03-3475-1601



22消安第1989号
平成22年6月4日

社団法人日本獣医師会会長殿

農林水産省消費・安全局長



口蹄疫対策特別措置法の施行について

貴職におかれましては、日頃より家畜衛生行政の推進に御協力をいただき、ありがとうございます。

今般、平成22年宮崎県において発生が確認された口蹄疫について、そのまん延を防止するとともに、口蹄疫に起因する事態に対処するため、衆議院農林水産委員長による提案により、下記事項を主要な内容とする口蹄疫対策特別措置法（平成22年法律第44号。以下「法」という。）が提出され、5月28日に全会一致で成立し、本日付けで施行されましたので、お知らせします。

また、同法の成立を受け、同日付けで口蹄疫対策特別措置法施行令（平成22年政令第146号。以下「施行令」という。）及び口蹄疫対策特別措置法施行規則（平成22年農林水産省令第41号。以下「施行規則」という。）が施行されましたので、併せてお知らせします。

記

1. 農林水産大臣が都道府県知事の申請に基づいて指定する地域内において、消毒のための設備を設置をしている場所を通行しようとする者は、その使用する車両その他の物品を消毒しなければならないこと（法第4条）。

※ 消毒のための設備として踏込消毒層、消毒薬噴霧装置等を、車両その他の物品として緊急自動車等を除く車両を規定（施行規則第1条及び第3条）。

2. 都道府県知事は、口蹄疫のまん延を防止するためやむを得ない必要があるときは、農林水産大臣が都道府県知事の申請に基づいて指定する地域内において都道府県知事が指定する家畜を所有する者に、期限を定めて当該家畜を殺すべきことを勧告することができることとし、所有者が当該勧告に従わないとき等において緊急に必要なときは、都道府県知事は、家畜防疫員に当該家畜を殺させることができること（法第6条）。

3. 都道府県知事は、勧告に従ってその所有する家畜を自ら殺したため損失を受けた所有者に対し、その生産に要する費用その他の通常生ずべき損失として政令で定める損失を補てんしなければならないこととし、国は、都道府県知事がその損失の補てんを実施するために要する費用の全部又は一部を負担すること（法第6条第9項及び第19条）。

※ 政令で定める規定として、殺された家畜の評価額を規定（施行令第1条第1項）。

また、勧告の日から当該家畜が殺された日までに要した飼料費その他の当該家畜の飼養に要する費用を併せて交付（施行令第1条第3項及び施行規則第7条第2項）。



4. 農林水産大臣が都道府県知事の申請に基づいて指定する地域内に存する死体の所有者が、当該死体を焼却又は埋却することが困難なため、家畜防疫員に対し、これらの死体の焼却又は埋却を求めた場合には、家畜防疫員は、当該求めのあった死体を焼却又は埋却するものとするほか、国は、埋却の用に供する土地の確保、埋却のために必要な作業に従事する者の派遣その他の必要な措置を講ずること（法第5条）。
5. 国は、口蹄疫のまん延により経営及び生活が不安定になっている家畜の生産者、関連事業者等の経営の安定及びその生活の安定を図るため、事業再建等に必要な資金の無利子の貸付け、施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他の必要な措置を講ずることとするとともに、地域経済の再建及びその活性化を図るため、地域の実情に応じたきめ細やかな措置を積極的に実施することができるよう、基金の設置その他の必要な措置を講ずること（法第22条及び第23条）。
6. 公布の日から施行するものとし、平成24年3月31日までの時限立法とすること（法附則第1条及び第2条）。

【問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局

動物衛生課総務班 担当：御厩敷、館

TEL：03-3502-8111（内線4582）

FAX：03-3502-3385

口蹄疫対策特別措置法について

平成22年6月
農林水産省消費・安全局

I 趣旨

平成22年4月以降に発生が確認された口蹄疫に起因する事態に対処するため、口蹄疫のまん延を防止するとともに、口蹄疫に対処するために要する費用の国の負担、生産者の経営や生活の再建支援等の特別措置を講じるもの。

II 概要

1 一般車両等の消毒義務

農林水産大臣が都道府県知事の要請に基づいて指定する地域（以下「指定地域」という。）内において、消毒のための設備を設置している場所を通行しようとする者に、その使用する車両その他の物品の消毒を義務付け。

※ 農林水産大臣は、都道府県知事への指示・代執行が可能

2 患畜・疑似患畜以外の家畜の予防的殺処分

都道府県知事は、口蹄疫のまん延を防止するためやむを得ない必要があるときは、指定地域内において都道府県知事が指定する家畜（患畜及び疑似患畜を除く。）を所有する者に、期限を定めて当該家畜を殺すべきことを勧告することができ、所有者が当該勧告に従わないとき等において緊急の必要があるときは、家畜防疫員に当該家畜を殺させることができる。

※ 農林水産大臣は、都道府県知事への指示・代執行が可能

3 死体の焼却又は埋却の支援

指定地域内に存する死体の所有者が、死体の焼却又は埋却を求めた場合には、家畜防疫員は当該死体を焼却又は埋却するものとするほか、国は、埋却の用に供する土地の確保、必要な作業に従事する者の派遣その他の必要な措置を講ずる。

4 無利子融資など家畜の生産者等の経営再建等のための措置

国は、生産者、関連事業者等の経営の安定及びその生活の安定を図るため、必要な資金の無利子の貸付け、施設の整備等に要する費用の助成その他の必要な措置を講ずる。

5 その他の規定事項

家畜防疫員の確保、偶蹄類に属する野生動物の監視、ねずみ等の駆除、口蹄疫に対処するための費用の国による負担、家畜等の移動等の禁止等により生じた損失の補てん、農業者年金の保険料の免除等の特例、地域再生のための支援、税制上の措置等

III 施行期日等

公布・施行 平成22年6月4日（平成24年3月31日までの時限立法）

口蹄疫対策特別措置法施行令について

平成 22 年 6 月
農林水産省消費・安全局

I 趣旨

口蹄疫対策特別措置法（平成22年法律第44号。以下「法」という。）の制定に伴い、法の規定において政令で定めることとされている、補てん又は補償の対象となる損失の範囲、補てん金等の交付の方法、農業者年金の保険料の免除等の特例等について規定する。

II 概要

1 患畜等以外の家畜の殺処分に係る補てん・補償等（法第6条関係）

- ① 殺された家畜の評価額、勧告の日から殺された日までに要した飼料代その他の省令で定める額を交付。
- ② 家畜の所有者が速やかに損失の補てん・補償等の交付を受けられるよう、都道府県知事は殺処分の実施を確認することによりその決定した額を交付。

2 農業者年金の保険料の免除等の特例（法第21条関係）

口蹄疫により被害を受けた農業者年金の被保険者について、

- ① 保険料を納付することを要しない（免除する）ものとする
 - ② それによって納付しなかった保険料を追納できるものとする
- 等の特例を規定。

III 施行期日

公布・施行 平成22年6月4日

口蹄疫対策特別措置法施行規則について

平成 22 年 6 月
農林水産省消費・安全局

I 趣旨

口蹄疫対策特別措置法（平成22年法律第44号。以下「法」という。）及び口蹄疫対策特別措置法施行令（平成22年政令第146号。以下「施行令」という。）の制定に伴い、法及び施行令の規定において農林水産省令で定めることとされている車両等の消毒の基準、損失の補てんに係る患畜等の移動等の禁止の基準等を定める。

II 概要

1 農林水産大臣の指定する地域における車両等の消毒（法第4条関係）

- ① 消毒のための設備として、踏込消毒槽、消毒薬噴霧装置等を規定。
- ② 消毒基準として、アルカリ水剤、ハロゲン塩製剤等の消毒剤を用いて、消毒目的物に散布又は目的物を浸すこと等により実施することを規定。
- ③ 消毒の対象となる物品として、車両（緊急車両等を除く）を規定。

2 補てん又は補償の対象となる損失等（施行令第1条第3項関係）

患畜等以外の家畜の殺処分に係る損失の補てん金に併せて交付する金額として、法第6条第1項の勧告の日から当該家畜が殺された日までに要した飼料費その他の飼養に要する費用を規定。

3 畜舎及びその周辺における消毒並びにねずみ等の駆除等（法第8条関係）

必要に応じ家畜防疫員の技術的指導等を求めながら、十分な消毒又は駆除の実施が可能である方法により行うことを規定。

4 家畜等の移動等の禁止等により生じた損失の補てん（法第20条関係）

損失の補てんに係る家畜等の移動等の禁止等の基準として、家畜等の移動等の禁止等が次のいずれかに該当する都道府県の区域内において行われたものであることを規定。

- ① 家畜伝染病予防法第32条第1項の規定による都道府県の区域内での移動の禁止又は制限を実施した都道府県
- ② 家畜伝染病予防法第32条第2項の規定による農林水産大臣の指定に係る区域を含む都道府県

III 施行期日

公布・施行 平成22年6月4日

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法 律〕

○口蹄疫対策特別措置法(四四)

〔政 令〕

○口蹄疫対策特別措置法施行令
(一四六)

〔省 令〕

○口蹄疫対策特別措置法施行規則
(農林水産四一)

本号で公布された 法令のあらまし

◇口蹄疫対策特別措置法(法律第四四号)(農林水産省)

1 趣旨

この法律は、口蹄疫に起因して生じた事態に対処するため、口蹄疫のまん延を防止するための措置、口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等、生産者等の経営及び生活の再建等のための措置等の特別の措置について定めることとした。(第一条関係)

2 車両等の消毒の義務

農林水産大臣が指定する地域内において、農林水産省令で定める消毒のための設備を設置している場所を通行しようとする者は、当該者の使用する車両その他の物品及び自らその身体を消毒しなければならないこととした。(第四条関係)

3 患者及び疑似患者の死体の焼却又は埋却の支援

農林水産大臣が指定する地域内に存する患者又は疑似患者の死体の所有者は、当該死体を焼却し、又は埋却することが困難な場合には、家畜防疫員に対し、これらの死体の焼却又は埋却を求めることができることとした。(第五条関係)

4 患者等以外の家畜の殺処分等

(一) 都道府県知事は、必要があるときは都道府県知事が指定する家畜(患者及び疑似患者を除く)を所有する者に、期限を定めて当該家畜を殺すべきことを勧告することができることとした。(第六条第一項関係)

(二) 緊急の必要があるときは、都道府県知事は家畜防疫員に当該家畜を殺させることができることとした。(第六条第二項関係)

(三) 都道府県知事は、(一)又は(二)により損失を受けた当該家畜の所有者に対し、通常生ずべき損失として政令で定める損失を補てんし、又は補償しなければならないこととした。(第六条第九項及び第一〇項関係)

5 農林水産大臣の都道府県知事に対する指示等

(一) 農林水産大臣は、口蹄疫のまん延により畜産に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、都道府県知事に、消毒、焼却若しくは埋却若しくは殺処分に係る措置を実施すべき旨を指示し、又はこれらの措置を自ら実施することができることとした。(第八条第一項及び第二項関係)

(二) 農林水産大臣が、動物用生物学的製剤等の注射について都道府県知事に指示をした場合であつて、都道府県知事が当該指示に従わず、かつ当該注射を用いない措置では口蹄疫のまん延を防止することができないと認めるときは、家畜防疫官に当該注射を行わせることができることとした。(第八条第三項関係)

6 家畜防疫員の確保

都道府県知事は、口蹄疫のまん延を防止するための施策を実施するために必要な家畜防疫員を確保するよう努めるものとした。(第一〇条関係)

7 催物の開催の停止の要請等

都道府県知事は、必要があるときは、当該催物の開催の停止又は制限を要請することができることとした。(第十二条関係)

8 患者の判定の迅速化のための措置

国は、患者の判定の迅速化に資するよう、必要な措置を講ずるものとした。(第一三条関係)

9 口蹄疫のまん延を防止するための措置についての適切な配慮

国及び地方公共団体は、口蹄疫のまん延を防止するための措置が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとした。(第一四条関係)

11 国による費用負担

国は、口蹄疫に関し、焼却、埋却、消毒等に必要なる費用について、当事者や都道府県が実質的に負担する部分を生じさせることのないよう、必要な措置を講ずることとした。(第十八条及び第十九条関係)

12 家畜等の移動等の禁止等により生じた損失の補てん

国は、口蹄疫のまん延を防止するために行われた家畜等の移動等の禁止、停止若しくは制限又は家畜市場の自主的な開催の停止等であつて農林水産省令で定める基準を満たすものにより、家畜の所有者に、家畜に係る売上げの減少等の損失が生じたときは、当該家畜の所有者の当該損失を補てんすることができるよう、必要な措置を講ずることとした。(第二〇条関係)

13 牛、豚等の家畜の生産者等の経営の再建等のための措置

国は、口蹄疫のまん延により経営及び生活が不安定になつていよう者に、当該事業の再建等に必要資金の無利子の貸付け、当該事業に係る施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他の必要な措置を講ずるものとした。(第二二条関係)

14 地域再生のための支援

国及び地方公共団体は、地域経済の再建及びその活性化を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな措置を積極的に実施することができるよう、これらの措置に必要な費用に充てるための基金の設置その他の必要な措置を講ずるものとした。(第二三条関係)

15 税制上の措置

国及び地方公共団体は、口蹄疫のまん延が家畜の所有者に与える影響に配慮し、必要な税制上の措置を講ずるものとした。(第二七条関係)

16 この法律の失効
この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うものとした。(附則第二条関係)

◇口蹄疫対策特別措置法施行令(政令第一四六号)

(農林水産省)

1 補てん又は補償の対象となる損失等

(一) 口蹄疫対策特別措置法(以下「法」という。)第六條第九項及び第一〇項の政令で定める損失は、同條第一項又は第二項の規定により殺された家畜の評価額とすることとした。(第一條第一項関係)

(二) 都道府県知事は、法第六條第九項の規定による補てん金を交付する場合には、同條第一項の勧告の日から当該家畜が殺された日までに要した飼料費その他の農林水産省令で定める費用の額に相当する金額を当該補てん金と併せて交付するものとした。(第一條第三項関係)

2 交付の方法

補てん金又は補償金の迅速な交付方法について、法第六條第一項又は第二項の規定により家畜が殺されたことを都道府県知事が確認することにより当該都道府県知事が決定した額を交付する方法とすることとした。(第二條関係)

3 農業者年金の保険料の免除等の特例

(一) 独立行政法人農業者年金基金は、口蹄疫のまん延により重大な被害を受けた農業者年金の被保険者から申出があつた場合において、当該被保険者が保険料を納付することが困難であると認めるときは、これを納付することを要しないものとした。(第三條第一項関係)

(二) により納付することを要しないものとされた保険料の全部又は一部につき追納をすることができるとした。(第三條第二項関係)

4 附則

(一) この政令は、公布の日から施行することとした。

(一) 法の施行前に、国又は都道府県の要請に従い、所有する家畜(患者及び疑似患者を除く)を自ら殺した者に対して補てんする損失は、法附則第四條第一項の要請に従つて殺された家畜の評価額とすることとした。(附則第二條関係)

(二) その他所要の経過措置を規定することとした。(附則第三條、第五條関係)

法 律

口蹄疫対策特別措置法をここに公布する。

御名 御璽

平成二十二年六月四日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

法律第四十四号

口蹄疫対策特別措置法

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 口蹄疫のまん延を防止するための措置(第四条—第十七条)

第三章 口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等(第十八条—第二十一条)

第四章 生産者等の経営及び生活の再建等のための措置(第二十二条—第二十三条)

第五章 雑則(第二十四条—第二十九条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するため、口蹄疫のまん延を防止するための措置、口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等、生産者等の経営及び生活の再建等のための措置等の特別の措置について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「患者」とは、口蹄疫にかかっている家畜をいう。

2 この法律において「疑似患者」とは、患者である疑いがある家畜及び口蹄疫の病原体(空气中に飛散した病原体を含む)に触れたため、又は触れた疑いがあるため、患者となるおそれがある家畜をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、口蹄疫の発生が確認された場合又はその疑いがあると認められた場合には、速やかに、口蹄疫のまん延を防止する等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

第二章 口蹄疫のまん延を防止するための措置

(車両等の消毒の義務)

第四条 農林水産大臣が口蹄疫のまん延を防止するために車両等の消毒の義務を課す必要がある地域として指定する地域内において、都道府県知事が農林水産省令で定める消毒のための設備を設置している場所を通行しようとする者は、農林水産省令で定める基準に基づいて、当該設備を利用して、当該者の使用する車両その他の農林水産省令で定める物品を消毒しなければならない。

2 都道府県知事は、口蹄疫のまん延を防止するため特に必要があるときは、前項に規定する設備を設置している場所を通行しようとする者の使用する同項に規定する物品について、当該者による消毒に代えて、当該都道府県の職員にこれを消毒させることができる。

3 第一項の地域内において、都道府県知事が農林水産省令で定める消毒のための設備を設置している場所を通行しようとする者は、農林水産省令で定める基準に基づいて、当該設備を利用して、自らその身体を消毒しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項又は前項に規定する設備を設置している場所ごとに、公衆の見やすい場所に、農林水産省令で定める表示をしなければならない。

5 第一項の指定は、都道府県知事の申請に基づき、行うものとする。

6 農林水産大臣は、前項の規定にかかわらず、口蹄疫のまん延が二以上の都道府県の区域にわたる場合その他必要があると認められる場合には、関係都道府県知事の意見を聴いて、第一項の指定を行うことができる。

7 農林水産大臣は、第一項の指定をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

8 前項の規定は、第一項の指定の解除をしたときに準用する。

(患者又は疑似患者の死体の焼却又は埋却の支
援)

第五条 農林水産大臣が口蹄疫のまん延を防止す
るために患者又は疑似患者の死体の焼却又は埋
却の支援を行う必要がある地域として指定する
地域内に存する患者又は疑似患者の死体の所有
者は、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第
百六十六号。以下「法」という。)第二十一条第
一項の規定にかかわらず、当該死体を焼却し、
又は埋却することが困難な場合には、家畜防疫
員に対し、これらの死体の焼却又は埋却を求め
ることができる。

2 家畜防疫員は、前項の規定による求めがあつ
たときは、当該求めのあつた死体を焼却し、又
は埋却するものとする。

3 国は、前項又は法第二十一条第四項の規定に
より家畜防疫員が行う患者又は疑似患者の死体
の焼却又は埋却の円滑な実施に資するため、埋
却の用に供する土地の確保、埋却のために必要
な作業に従事する者の派遣その他の必要な措置
を講ずるものとする。

4 第一項の指定に係る地域をその区域を含む地
方公共団体は、第二項又は法第二十一条第四項
の規定により家畜防疫員が行う患者又は疑似患
畜の死体の焼却又は埋却の円滑な実施に資する
ため、埋却の用に供する土地の確保、埋却のた
めに必要な作業に従事する者の確保その他の必
要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 第一項の指定については、前条第五項から第
八項までの規定を準用する。
(患者等以外の家畜の殺処分等)

第六条 都道府県知事は、法第三章に規定する措
置だけでは口蹄疫のまん延の防止が困難であ
り、かつ、急速かつ広範囲にわたる口蹄疫のま
ん延を防止するためやむを得ない必要があると
きは、農林水産大臣が口蹄疫のまん延を防止す
るために患者等以外の家畜の殺処分を行う必要
がある地域として指定する地域内において都道
府県知事が指定する家畜(患者及び疑似患者を
除く。)を所有する者に、期限を定めて当該家畜
を殺すべきことを勧告することができる。

2 前項の勧告を受けた者が当該勧告に従わな
いとき又は家畜の所有者若しくはその所在が知れ
ないため同項の勧告をすることができない場合

において緊急の必要があるときは、都道府県知
事は、家畜防疫員に当該家畜を殺させることが
できる。

3 都道府県知事は、第一項の勧告をし、又は前
項に規定する措置を実施する場合には、同時に、
農林水産省令で定めるところにより、当該勧告
をし、又は当該措置を実施する理由その他の農
林水産省令で定める事項を書面により通知しな
ければならない。ただし、当該事項を書面によ
り通知しない当該勧告をし、又は当該措置を
実施すべき差し迫つた必要がある場合は、この
限りでない。

4 都道府県知事は、前項ただし書の場合におい
ては、当該勧告又は措置の後相当の期間内に、
農林水産省令で定めるところにより、同項の理
由その他の農林水産省令で定める事項を記載し
た書面を交付しなければならない。

5 家畜防疫員は、口蹄疫のまん延を防止するた
め必要があるときは、第一項の規定による勧告
に係る家畜につき、殺す場所又は殺す方法を指
示することができる。

6 第一項の勧告に従つてその所有する家畜を自
ら殺した者又は第二項の規定により殺された家
畜の死体の所有者は、家畜防疫員が農林水産省
令で定める基準に基づいてする指示に従ひ、遅
滞なく、当該死体を焼却し、又は埋却しなけれ
ばならない。

7 家畜防疫員は、口蹄疫のまん延を防止するた
め緊急の必要があるときは、前項の規定による
指示に代えて、自らこれを焼却し、又は埋却す
ることができる。

8 第六項に規定する焼却又は埋却については前
条第一項から第四項までの規定を、前項に規定
する焼却又は埋却については同条第三項及び第
四項の規定を準用する。

9 都道府県知事は、第一項の勧告に従つてその
所有する家畜を自ら殺したため損失を受けた当
該家畜の所有者に対し、その生産に要する費用
その他の通常生ずべき損失として政令で定める
損失を補てんしなければならない。

10 都道府県知事は、第二項の規定によりその所
有する家畜を殺されたため損失を受けた当該家
畜の所有者に対し、その生産に要する費用その
他の通常生ずべき損失として政令で定める損失
を補償しなければならない。

11 前二項の規定による補てん金又は補償金につ
いては、家畜の所有者が迅速にその交付を受け
ることができるよう、家畜の所有者からの請求
を待たずに仮払をする方法その他の政令で定め
る方法により交付するものとする。

12 都道府県知事は、第六項の規定により家畜の
死体を焼却し、又は埋却した者に対し、焼却又
は埋却に要した費用を交付する。

13 第九項から前項までに定めるもののほか、第
九項、第十項又は前項に定める措置に関し必要
な事項は、政令で定める。

14 第一項の指定については、第四条第五項から
第八項までの規定を準用する。
(化製場等に関する法律の特例)

第七条 第五条第二項(前条第八項において準用
する場合を含む。)又は前条第六項若しくは第七
項の規定により家畜の死体を焼却し、又は埋却
する場合には、化製場等に関する法律(昭和二
十三年法律第百四十号)第一項の規定は、
適用しない。
(農林水産大臣の都道府県知事に対する指示
等)

第八条 農林水産大臣は、法第四十七条に定める
もののほか、口蹄疫のまん延により畜産に重大
な影響を及ぼすおそれがあるときは、都道府県
知事に第四条第一項若しくは第四項の規定によ
る消毒に係る措置(当該措置に係る地域の指定
が同条第六項の規定により行われた場合に限
る。次項において同じ。)、第五条第二項(第六
条第八項において準用する場合を含む。次項に
おいて同じ。)、の規定による焼却若しくは埋却に
係る措置(当該措置に係る地域の指定が第五
条第五項において準用される第四条第六項の規
定により行われた場合に限る。次項において同
じ。)、又は第六条第一項の規定による勧告若しく
は同条第二項の規定による措置(当該勧告又は
措置に係る地域の指定が同条第十四項におい
て準用される第四条第六項の規定により行われ
た場合に限る。次項において同じ。))を実施すべ
き旨を指示することができる。

2 農林水産大臣は、都道府県知事が前項の指示
に従わないときその他特に必要があると認める
ときは、第四条第二項若しくは第四項の規定に
よる消毒に係る措置、第五条第二項の規定によ
る焼却若しくは埋却に係る措置又は第六条第一
項の規定による勧告若しくは同条第二項の規定
による措置を自ら実施することができる。

3 農林水産大臣は、法第三十一条の規定による
動物用生物学的製剤等の注射について法第四
七条の規定による指示をした場合において都道
府県知事が当該指示に従わないうときであつて、
動物用生物学的製剤等の注射を用いない措置で
は口蹄疫のまん延を防止することができないと
認めるときは、家畜防疫員に当該注射を行わせ
ることができる。

4 法第四十八条の規定は、第一項の指示をした
場合に準用する。この場合において、「第二章又
は第三章」とあるのは、「口蹄疫対策特別措置法
第五条又は第六条」と読み替へるものとする。
(焼却又は埋却に関する留意事項)

第九条 法第二十一条第一項の規定による患者又
は疑似患者の焼却又は埋却については、できる
限り当該患者又は疑似患者が殺された場所に
近い場所で行われなければならない。
(家畜防疫員の確保)

第十条 都道府県知事は、当該地域内における家
畜伝染病に関する知識経験を有する人材の活用
を図ることにより、口蹄疫のまん延を防止する
ための施策を実施するために必要な家畜防疫員
を確保するよう努めるものとする。
(簡易畜舎の建設等を促進するための農地法に
係る措置)

第十一条 国は、口蹄疫のまん延を防止するため
の法第三十二条の規定による禁止又は制限に係
る区域内に畜舎を有する者が、当該畜舎に隣接
する農地を当該禁止又は制限に起因して建設す
ることが必要となる一時的に使用する畜舎の敷
地の用等に供することが可能となるよう、農地
に関する制度等について、必要な措置を講ずる
ものとする。
(催物の開催の停止の要請等)

第十二条 都道府県知事は、口蹄疫のまん延を防
止するため必要があるときは、法第三十三条に
定めるもののほか、催物の開催者に対して、当
該催物の開催の停止又は制限を要請すること
ができる。
(患者の判定の迅速化のための措置)

第十三条 国は、患者の判定の迅速化に資するよ
う、家畜が所在する地域における専門家による
患者の判定の迅速な実施、口蹄疫の病原体の有
無に係る検査の円滑かつ迅速な実施その他の必
要な措置を講ずるものとする。

(口蹄疫のまん延を防止するための措置についての適切な配慮)

第十四条 国及び地方公共団体は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延を防止するための措置を講ずるに当たっては、できる限り関係者の意向を十分尊重するなど、当該措置が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

第十五条 国及び都道府県は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫の感染経路及びそのまん延の原因の究明、口蹄疫の予防及びまん延の防止のための研究開発の推進及びその成果の普及並びに調査研究の体制の整備、口蹄疫に係る検査体制の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十六条 都道府県知事は、偶蹄類に属する野生動物に係る口蹄疫の発生の状況の監視その他の当該野生動物に係る口蹄疫の発生の予防及びまん延の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(ねずみ等の駆除等の実施)

第十七条 家畜の所有者は、口蹄疫のまん延を防止するために、農林水産省令で定めるところにより、畜舎及びその周辺において、適切な消毒を実施するほか、その病原体を媒介するおそれがあるねずみ、昆虫等の駆除を実施するよう努めるものとする。

第三章 口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等

(法に基づく口蹄疫に対処するための費用の国による負担)

第十八条 国は、法第十六条の規定による患者又は疑似患者であつて平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に係るものと殺の適切かつ確実な実施に資するとともに、当該患者又は疑似患者の所有者の経済的な支援に資するため、法第五十八条の規定による手当金の交付のほか、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 前項の手当金の交付については、家畜共済の共済金の交付との整合性が図られるよう、必要な措置が講ぜられるものとする。

3 国は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に関し、法第二十一条第一項又は第二十三条第一項の規定により焼却し、又は埋却した家畜の死体又は物品の所有者が当該焼却又は埋却に要する費用について、当該所有者が実質的に負担する部分を生じさせることのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 国は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に関し、都道府県が支弁する法第六十条第一項の費用について、当該都道府県が実質的に負担する部分を生じさせることのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

5 国は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に関し、法第二十三条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十七条、第二十八条又は第三十条の規定に基づき消毒を行った者が当該消毒に要する費用について、当該所有者が実質的に負担する部分を生じさせることのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

(口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等)

第十九条 国は、都道府県知事又は家畜防疫員が第四条第一項から第三項までの規定による消毒を実施するために要する費用、第五条第二項(第六条第八項において準用する場合を含む。)又は第六条第七項の規定による焼却又は埋却を実施するために要する費用並びに同条第九項の規定による損失の補てん及び同条第十項の規定による損失の補てんを実施するために要する費用並びに同条第十二項の規定による焼却又は埋却を行った者に交付する費用の全部又は一部を負担する。

(家畜等の移動等の禁止等により生じた損失の補てん)

第二十条 国は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延を防止するために行われた法第三十二条から第三十四条までの規定による家畜等の移動等の禁止、停止若しくは制限又は家畜市場の自主的な開催の停止等であつて農林水産省令で定める基準を満たすものにより、家畜の所有者に、家畜に係る売上げの減少、飼料費その他の保管、輸送又は処分

要する費用の増加等が生じたときは、当該家畜の所有者の当該損失を補てんすることができるよう、法第六十条第二項の規定による措置の拡充その他の必要な措置を講ずるものとする。

(農業者年金の保険料の免除等の特例)

第二十一条 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延により重大な被害を受けた農業者年金の被保険者等については、農業者年金に係る保険料の免除、当該免除を受けた保険料の追納等に関し、政令で定めるところにより、独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)の特例を設けることができる。

第四章 生産者等の経営及び生活の再建等のための措置

第二十二条 国は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延により経営及び生活が不安定になつて牛、豚等の家畜の生産者、食肉、牛乳又は乳製品、畜産用資材等に係る製造、加工、流通、販売、運送等の事業を行う者等の事業の再建その他の経営の安定及びその生活の安定を図るため、当該者に対し事業の再建等に必要資金の無利子の貸付け、当該事業に係る施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地域再生のための支援)

第二十三条 国及び地方公共団体は、前条に定める措置のほか、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延が地域経済に重大な影響を及ぼしている状況にかんがみ、地域経済の再建及びその活性化を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな措置を積極的に実施することができるよう、これらの措置に必要な費用に充てるための基金の設置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第五章 雑則

第二十四条 家畜防疫官又は家畜防疫員は、この法律により職務を執行するときは、農林水産省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(管理者に対する適用)

第二十五条 この法律中家畜又は物品の所有者に関する規定は、当該家畜又は物品を管理する所有者以外の者(鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機による運送業者で当該家畜又は物品の運送の委託を受けた者を除く。)があるときは、その者に對して適用する。

(処分承継人に対する効力)

第二十六条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による指示その他の処分は、当該処分目的である家畜その他の物の所有者又は管理者から権利を承継した者又は権利の設定を受けて、新たに当該家畜その他の物の管理者となつた者に対しても、またその効力を有する。

2 前項の家畜その他の物の所有者又は管理者は、当該家畜その他の物を他人に譲渡し、又は管理させる場合には、その処分があつたこと及びその処分の内容をその者に知らせなければならない。

(税制上の措置)

第二十七条 国及び地方公共団体は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延が牛、豚等の家畜の所有者に与える影響に配慮し、必要な税制上の措置を講ずるものとする。

(事務の区分)

第二十八条 第四条から第六条までの規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(経過措置)

第二十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

附則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(この法律の失効)
第二条 この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

省令

○農林水産省令第四十一号

口蹄疫対策特別措置法（平成二十二年法律第四十四号）第四条第一項、第三項及び第四項、第六条第三項、第四項及び第六項、第十七条、第二十条並びに第二十四条の規定並びに口蹄疫対策特別措置法施行令（平成二十二年政令第四百十六号）第一条第三項（同令附則第二条第二項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに同令を実施するため、口蹄疫対策特別措置法施行規則を次のように定める。

平成二十二年六月四日

農林水産大臣 赤松 広隆

口蹄疫対策特別措置法施行規則

（車両等の消毒のための設備）

第一条 口蹄疫対策特別措置法（以下「法」という。）第四条第一項及び第三項の農林水産省令で定める消毒のための設備は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 踏込消毒槽
- 二 消毒薬噴霧装置

三 前二号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの

（車両等の消毒の基準）

第二条 法第四条第一項及び第三項の農林水産省令で定める基準は、アルカリ水剤、ハロゲン塩製剤その他の口蹄疫の病原体に対して十分な消毒の効果を有する消毒薬を用いて、これを消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又はこれに消毒目的物を浸すことその他の適切な方法により消毒を実施することとする。

（消毒の対象となる物品）

第三条 法第四条第一項の農林水産省令で定める物品は、車両（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第三十九条第一項の緊急自動車その他の車両で当該車両の性質又は状況にかんがみ家畜防疫員が合理的な理由があり消毒の対象としないことがやむを得ないと判断したものを除く。）とする。

（車両等の消毒のための設備を設置している場所の表示）

第四条 法第四条第四項の農林水産省令で定める表示は、同条第一項又は第三項の規定に基づいて口蹄疫のまん延を防止するために車両等の消毒のための設備を設置している場所であること並びにこれらの項の規定に基づいて当該場所を通行しようとする者は前条に定める物品及び当該者自らの身体を消毒することが義務づけられていることを容易に判断できるものとする。

（勧告等の通知等）

第五条 都道府県知事は、法第六条第一項の勧告をし、又は同条第二項に規定する措置を実施する場合には、同条第一項の家畜を所有する者に対し、次に掲げる事項を記載した別記様式による書面を通知し、又は交付しなければならない。ただし、同条第二項に規定する措置を実施する場合において家畜の所有者又はその所在が知れないときは、当該書面の公示をもってこれに代えることができる。

- 一 当該勧告又は当該措置の対象となる家畜
- 二 当該勧告をし、又は当該措置を実施する根拠となる法の規定
- 三 当該勧告をし、又は当該措置を実施する理由
- 四 当該措置をする場合にあつては、当該家畜を殺すべき期限
- 五 当該措置を実施する場合にあつては、当該措置を実施する日時、場所及びその方法
- 六 その他必要と認める事項

（焼却及び埋却の基準）

第六条 法第六条第六項の焼却及び埋却についての農林水産省令で定める基準は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第二の一及び二のとおりとする。

（補てん又は補償の対象となる損失等）

第七条 口蹄疫対策特別措置法施行令第一条第二項の評価人は、家畜防疫員、家畜防疫員以外の地方公務員で畜産の事務に従事するもの及び地方公務員以外の者で畜産業に経験のあるものうちからそれぞれ一名以上選定するものとする。

2 口蹄疫対策特別措置法施行令第三条第三項（同令附則第二条第二項の規定において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める費用の額は、法第六条第一項の勧告の日から当該家畜が殺された日までに要した飼料費その他の当該家畜の飼養に要する費用とする。

（ねずみ等の駆除等の実施の方法）

第八条 法第十七条の消毒又は駆除の実施については、次に掲げる基準に従い行うものとする。

- 一 対象となる場所の状況、口蹄疫の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒又は駆除の実施が可能である方法により行うこと。
- 二 消毒又は駆除を実施する者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。
- 三 必要に応じ家畜防疫員の技術的指導、助言等を求めること。

（損失の補てんに係る家畜等の移動等の禁止等の基準）

第九条 法第二十条の農林水産省令で定める基準は、同条の家畜等の移動等の禁止等が、次のいずれかに該当する都道府県の区域内において行われたものであることとする。

- 一 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第三十二条第一項の規定による都道府県の区域内での移動の禁止又は制限を実施した都道府県
- 二 家畜伝染病予防法第三十二条第二項の規定による農林水産大臣の指定に係る区域を含む都道府県

（証票の様式）

第十条 法第二十四条の規定による証票は、家畜伝染病予防法施行規則別記様式第三十一号によるものとする。

様式一 (第五条関係)

殺処分勧告書

□ 飼養対策特別措置法第六条第一項の規定により、下記の当該家畜を殺すべきことについて、同条第三項の規定により書面により勧告します。

年 月 日

住所 殿
氏名 殿
都道府県知事名

記

- 一 殺処分の対象となる家畜
- 二 勧告を実施する根拠となる法の規定
- 三 勧告を実施する理由
- 四 一の家畜を殺すべき期限
- 五 その他必要と認める事項

様式二 (第五条関係)

殺処分報告書 (報告)

□ 飼養対策特別措置法第六条第一項の規定により、下記の当該家畜を殺すべきことを勧告したこと (年 月 日実施) について、同条第四項の規定により書面を交付します。

年 月 日

住所 殿
氏名 殿
都道府県知事名

記

- 一 殺処分の対象となる家畜
- 二 勧告を実施した根拠となる法の規定
- 三 勧告を実施した理由
- 四 一の家畜を殺すべき期限
- 五 その他必要と認める事項

様式三 (第五条関係)

殺処分通知書

□ 飼養対策特別措置法第六条第二項の規定により実施する措置について、同条第三項の規定により書面により通知します。

年 月 日

住所 殿
氏名 殿
都道府県知事名

記

- 一 殺処分の対象となる家畜
- 二 殺処分を実施する根拠となる法の規定
- 三 殺処分を実施する理由
- 四 殺処分を実施する日時、場所及びその方法
- 五 その他必要と認める事項

様式四 (第五条関係)

殺処分報告書

□ 飼養対策特別措置法第六条第二項の規定により実施した措置について、同条第四項の規定により書面を交付します。

年 月 日

住所 殿
氏名 殿
都道府県知事名

記

- 一 殺処分の対象となった家畜の種類
- 二 殺処分を実施した根拠となる法の規定
- 三 殺処分を実施した理由
- 四 殺処分を実施した日時、場所及びその方法
- 五 その他必要と認める事項

様面
この命令が公布の日から起算して六箇月を超えない範囲内において施行する。